

---

## ④ 給水装置工事の検査について

---



次に給水装置工事の検査について説明します。

# 講義内容

1. 指定事業者が行うしゅん功検査
2. 管理者(水道局)が行う検査

④ 給水装置工事の検査について

説明する内容は、こちらのとおりです。

## 【参考】

- 1 指定事業者が自ら行う検査
- 2 水道局が行う検査

の2つあります。

# 1. 指定事業者が行うしゅん功検査

指針P26

1. 指定事業者（主任技術者）は、しゅん功図書の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。
2. 給水装置の使用開始にあたっては、事前に管内を清浄するとともに、通水試験、水圧試験及び水質の確認を行うこと。

## <解説>

給水装置の構造及び材質が基準に適合していない場合は、給水を拒否又は停止することができるため主任技術者は、確実にしゅん功検査を行い、給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合していることを確認すること。

④ 給水装置工事の検査について



55

指定事業者すなわち主任技術者の方は、工事完成後、各種書類と図面を作成し、これらの書類検査や現地検査（いわゆる自社しゅん功検査）を行い、当該給水装置が「水道法」で定められている構造、材質基準に適合しているのか、さらには、水道局の基準にも適合しているのかをしっかりと確認して頂くことになります。

その後、給水装置の使用開始に先立ち、事前に管内洗浄や通水試験、水圧試験及び水質の確認を行って頂きます。

しかし、基準に適合していない場合については、給水を拒否または停止することとなり、給水装置の使用ができないことになりますので、確実な自社検査をお願いいたします。

# 給水装置工事使用材料・検査確認報告書の作成 P30

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

この表は、給水装置工事の施工に使用された材料の品名、数量、単位、検査結果などを記載するための表です。また、検査項目ごとの検査内容も記載されています。

給水装置工事使用材料・検査確認報告書 (参考例)

(該当項目のみ□にレを記入)

工事種別:  新設工事  改修工事  撤去工事

給水装置工事場所: 氏名: \_\_\_\_\_ 検査番号: \_\_\_\_\_

指定給水装置工事事業者番号: \_\_\_\_\_  
 指定給水装置工事事業者名: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_  
 代表者氏名: \_\_\_\_\_

あて先 札幌市水道事業管理者  
 下記の使用材料及び検査をしたので届けます。  
 給水装置工事主任技術者免状の交付番号: \_\_\_\_\_  
 給水装置工事主任技術者名: \_\_\_\_\_

品名	材質	単位	数量	検査項目の検認	備考	品名	材質	単位	数量	検査項目の検認	備考
Pe及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		給湯器類 別 取付品 別 取付品		台		<input type="checkbox"/> JISマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

使用材料

検査項目の検認:  自己認証

しゅん功検査項目 (該当項目のみ□にレを記入)

検査種別及び検査項目	検査の内容	検査種別及び検査項目	検査の内容
1 分岐部	<input type="checkbox"/> 配水管への取付口の位置は適正である。(写真) <input type="checkbox"/> 配水管への取付口径は設計どおりである。 <input type="checkbox"/> オフセットは正確に測定されている。	給水用具	<input type="checkbox"/> 性能基準適合品の使用確認。 <input type="checkbox"/> 適切な接続が行われている。
2 メーターきょう内	<input type="checkbox"/> メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取付けられている。 <input type="checkbox"/> メーターは、検針、取替えに支障がない。 <input type="checkbox"/> 遠隔表示装置(受信器)、電線管類及び端子接続が適切に施工されている。また、しゅん功図面と整合している。 <input type="checkbox"/> 止水栓等の操作に支障がない。 <input type="checkbox"/> 止水栓等に、逆付け及び傾きがない。	受水槽	<input type="checkbox"/> 吐水口と過流室等との位置関係の確認。(写真) <input type="checkbox"/> 吐水後、各給水用具から放水し、メーター室の検認。 <input type="checkbox"/> 所定の水压による、水压試験で漏水及び抜け(写真)
3 埋設管	<input type="checkbox"/> 家屋の主配管は、構造物の下の通過を避けている。 <input type="checkbox"/> 道路内及び宅地内の埋設深さは、所定の深さが確保されている。(写真)	水質の検認	<input type="checkbox"/> 臭気等により確認。
4 管延長	<input type="checkbox"/> しゅん功図面と整合する。	流入量の検認	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、調整内容等を明記し
5 きょう類	<input type="checkbox"/> 傾きがなく、16.8「きょう類の設置」に適合している。	加圧装置の圧力設定値検認 (加圧ポンプ)	<input type="checkbox"/> 水理計算に基づき、流入圧の低下による破損を加圧装置内視鏡において確認。
6 止水栓	<input type="checkbox"/> スピンドルの位置がきょうの中心にある。	位置関係	<input type="checkbox"/> 工事箇所が確認できるよう、道路及び主要建築物が明記されている。 <input type="checkbox"/> 方位が記入されている。 <input type="checkbox"/> 隣接家屋の水遣り用標識(給水検査番号)及び道路種別等付近の状況がわかりやすい。 <input type="checkbox"/> 建築物の位置、構造がわかりやすく記入されており、幅尺が1/600の平面図が正確に記入されている。
7 道路復旧	<input type="checkbox"/> 道路許可条件のとおりである。(写真)	平面図	<input type="checkbox"/> 立体図が記入されている。
8 各種見出し類	<input type="checkbox"/> 給水検査番号の各種見出しが適正な位置に貼り付けられている。 <input type="checkbox"/> 給水用具等がしゅん功図面と整合する。 <input type="checkbox"/> 配水管の水压に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていない。	詳細図	<input type="checkbox"/> 平面図及び平面管轄詳細図と立体図が整合している。
		立体図	<input type="checkbox"/> 分岐部のオフセットが記入されている。

## ④ 給水装置工事の検査について

指定事業者、主任技術者の方は、自社検査などで確認した内容をこの「給水装置工事使用材料・検査確認報告書」へ記載します。

構成は上下に「使用材料」と「しゅん功検査項目」に分かれています。

## ～使用材料の確認～

### (検査認証の確認)

- 1.日本産業規格（水道用） → **J I S**
- 2.第三者認証 → **認証マーク（表示のない場合は自己認証扱い）**
- 3.自己認証 → **製品種類毎に試験証明書にて確認**

使 用 材 料

品 名	形 質	単 位	数 量	検査認証の確認	備 考	品 名	形 質	単 位	数 量	検査認証の種類	備 考
Pφ及び継ぎ手	20A 25A 30A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		給湯器類 例 瞬間湯沸器 貯湯式		台		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
V S P	20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証		混合水栓類		個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
C O P	15A .20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
S U S	20A	m		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証				個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
サドル付分水栓	100×20	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証 <input type="checkbox"/> 本市仕様品				個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
割T字管	100×50	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
伸縮式止水栓	20×13	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
仕切弁	30A 40A 50A	個		<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
止水栓きょう	A-800 B B C	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	
メーターきょう	II-A型 IV型 (改) 大 型	組		<input type="checkbox"/> 本市仕様品 <input type="checkbox"/>						<input type="checkbox"/> J I Sマーク <input type="checkbox"/> 第三者認証マーク <input type="checkbox"/> 自己認証	

④ 給水



57

報告書上段の「使用材料や給水用具」の記載方法ですが、  
給水装置に使用したすべての材料について、品名・形質・数量と、その材料が「給水装置の構造及び材質基準」に適合しているかを確認し、「検査認証の確認」欄にチェックを入れます。

～しゅん功検査項目の確認～

1. 資料及び現地検査

施工状況の確認および不可視部分の写真撮影

2. しゅん功図面検査

施工内容及び状況・情報が正確に記載されているか

しゅん功検査項目（該当項目のみ口にしを記入）

資料及び現地検査		資料及び現地検査	
検査種別及び検査項目	検査の内容	検査種別及び検査項目	検査の内容
給水装置	1 分岐部	給水用具	1 給水用具
	2 メーターきょう内	2 検査	2 検査
		3 埋設管	3 埋設管
	4 管延長	4 管延長	
	5 きょう類	5 きょう類	
	6 止水検査切弁	6 止水検査切弁	
	7 道整復旧	7 道整復旧	
	8 各種見出し類	8 各種見出し類	
給水用具	給水用具	給水用具	給水用具
受水槽	受水槽	受水槽	受水槽
通水試験	通水試験	通水試験	通水試験
水圧試験	水圧試験	水圧試験	水圧試験
水質の検査	水質の検査	水質の検査	水質の検査
流入量の検査	流入量の検査	流入量の検査	流入量の検査
加圧装置の圧力設定値確認器（加圧ポンプ）	加圧装置の圧力設定値確認器（加圧ポンプ）	加圧装置の圧力設定値確認器（加圧ポンプ）	加圧装置の圧力設定値確認器（加圧ポンプ）
位置図	位置図	位置図	位置図
平面図	平面図	平面図	平面図
平面管路図	平面管路図	平面管路図	平面管路図
縦断図	縦断図	縦断図	縦断図
及び	及び	及び	及び
立体図	立体図	立体図	立体図

下段の「しゅん功検査項目」の記載についてですが、「資料及び現地検査」と「しゅん功図面検査」の種別や項目ごとに確認し、チェックを入れます。

ここで注意して頂きたいのは、「検査の内容」の欄にカッコ書きで「写真」と書かれている項目については、写真の提出が必要になります。

この写真は、検査員の確認用として必要であり、他に工事の内容により水道局以外から求められるものもあります。

水道局以外から求められるものとしては、国道管理者への提出用写真があります。

国道の工事では特に気を配って頂き、道路掘削状況や舗装本復旧状況、撤去・新設管状況写真はもとより、掘削埋め戻しや安全管理の状況写真など、施工の一連の経過を撮影しておくことが大切です。

さらに、別機関から求められる場合もありますが、いずれも完成後に確認できない部分が主な対象となりますので、不可視部分の撮影もして置いた方が良いでしょう。

何かトラブルが発生した際に、しっかり行っていれば、自分の身を守る証拠にもなりますので、提出しない写真も撮影しておいた方が良いでしょう。



## しゅん功図面〔給水装置工事〕

(あて先) 札幌市水渾事業者 水道局長

### 図面作成要領(要約)

しゅん功図面の作成に関する内容は、次のとおりとする。  
これ以外のものについては、「VI. 中高層建築物給水技術基準」の図面作成要領に基づき行うものとする。

#### 1. 平面図

- 縮尺は1/50とする。
- 建物の内部は表示しない。
- 付近建物の接番を必ず表示する。
- 給水装置の表示範囲は、分岐から建物までとする。  
ただし、① 建物がない場合は、立上りまでとする。  
② メーターが建物内(受水栓、4階以上直結給水、直結加圧給水は除く)に設置の場合は、メーターまでとする。
- 給水装置の表示は、分岐、弁、栓、メーターの長尺記号及び管径符号程度とする。(管種、口径、延長等は記入しない)

#### 2. 平面管線詳細図(平面図で表現しづらい部分を表示する)

- 縮尺は1/20を標準とする。
- 建物の内部は表示しない。  
ただし、アパート等の場合は、メーターの対象の部屋を表示する。
- 屋外配管の表示は必要としない。
- 給水装置の表示範囲は、分岐から立上りまでとする。  
給水方式の表示  
① 1、2、3階の直結給水は、表示しない。  
② 4階以上直結給水は、「○直結給水」と表示する。  
③ 直結加圧装置使用の直結給水は、「○直結加圧給水」と表示する。  
④ 受水栓形式は、「○受水栓」と表示する。また、受水栓の設置位置に「※」を表示する。  
⑤ 添在する場合は、給水方式ごとにその階数を表示する。
- メーター関連の表示  
① 添在メーターの場合は、受水器の設置位置及び配線経路を表示する。  
② メーターが建物内の場合(4階以上の直結給水、直結加圧給水は除く)は、設置位置及びメーターまでの簡単な経路を表示する。

#### 3. 位置図

- 方位を明示するとともに、北を上にする。

#### 4. 立体図(平面図、平面管線詳細図で表現できない部分を表示する)

- 表示範囲は、立上りから給水栓までとする。
- 階べり部分の表示は必要としない。
- 部分的に詳細を必要とする場合は、拡大して表示する。
- 表示する線・文字等は黒色とする。

### 図面作成要領

### 記載欄要領

しゅん功図面記載欄の記入に関する内容は、次のとおりとする。

- 受水栓と直結式が混在する場合は、受水栓の対象の給水装置番号も表示する。  
(例) 8戸のうち1戸が受水栓の場合  
給水装置番号 ○○○○○1~8 (8戸の軒数を記入)  
(受水栓) ○○○○○3 (受水栓の対象の軒数を記入)
- 該当する部分を書き表示する。
- 取出管径番号を記入する。
- 小メッシュ番号まで記入する。  
○-○○-○○(○○)  
管理員番号 (小メッシュ番号)  
小メッシュ番号(管理図の12分割番号)

1	2	3	4
5	6	7	8
9	10	11	12

- 記載範囲は分岐からメーターまでとする。  
ただし、メーターが建物内の場合は建物までとする。  
記入方法は、分岐部を起点として終点(メーター)まで、給水管に沿って管種、口径、管径年度、工程ごとに延長を記入する。(アパート等の宅地内で、メーター上流の給水管が複数となる場合は、各項目ごとの合計した延長とする)  
工程は、その給水管の施工内容を示すもので  
・申込書の費用で施工した場合は「申」を○で囲む  
・市の維持管理(樹林天等)で施工した場合は「維」を○で囲む
- しゅん功図面が複数になる場合は、図面番号を記入する。  
(例) 2枚の場合は、1/2、2/2、とする。  
⑦ 「しゅん功検査」「調査・検査」「しゅん功図面受付」の欄は記入しない。

※ 図面番号の2枚目以降は、給水装置番号、設置場所のみの記入とする。

### 記載欄要領

記載欄要領 ①参照	給水装置番号 (受水栓)
記載欄要領 ②参照	申込番号
記載欄要領 ③参照	設置場所
記載欄要領 ④参照	施工業者名
記載欄要領 ⑤参照	給水区域 □内 □外 □市街化調整区域
記載欄要領 ⑥参照	管径番号
記載欄要領 ⑦参照	管理員番号 - - - ( )
記載欄要領 ⑧参照	管理員番号 - - - ( )
記載欄要領 ⑨参照	分岐部から水漏メーターまでの給水管情報
	区分 管種 口径 延長 取付年度 工程
道	
路	
一	
画	
・	
市	
・	
私	
宅	
地	
内	

記載欄要領 ⑩参照	しゅん功検査	しゅん功図面受付
	年度 年月 日	
記載欄要領 ⑪参照	図面番号	調査・検査

しゅん功図面の作成について、説明します。

図面作成要領と記載欄要領を文章表記していますので、参考にして頂ければと思います。

### 【参考】※時間をみて割愛

確認していきます。(指針112~120ページ)

これは、指針117ページのもので、しゅん功図面の作成要領の要約版であります。





## 平面管路詳細図

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

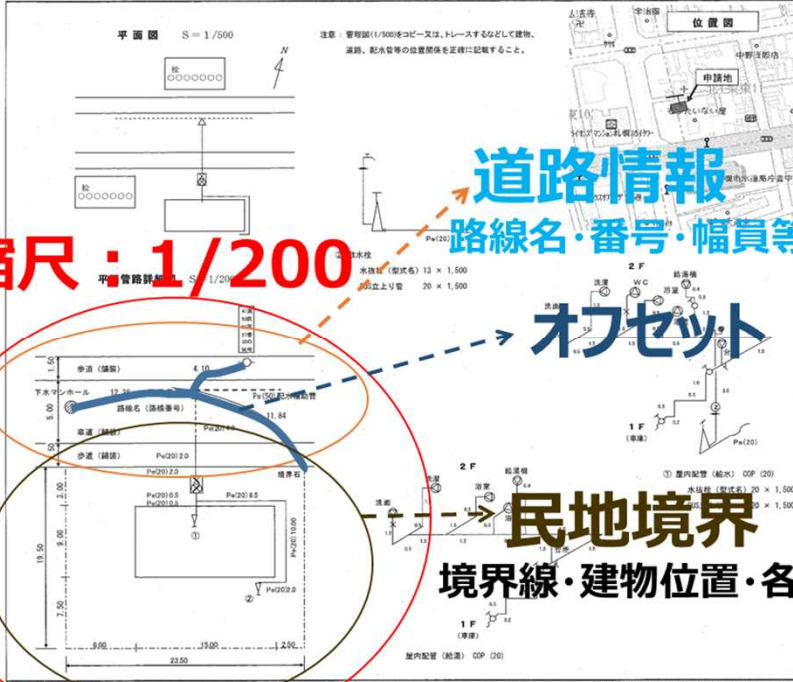
**道路の状況・建物の位置、構造・分岐部オフセット・各部の材料・口径・延長などを記載**

**縮尺：1/200**

**道路情報**  
路線名・番号・幅員等

**オフセット**

**民地境界**  
境界線・建物位置・各寸法等



給水経路番号	○○○○○○○
(受水標)	
申込番号	○○○○
建築場所	札幌市○○区○○○丁目
施工業者名	○○○○○
給水区域	■内 □外 □市街化調整区域
管路番号	□○-○-○○○
管理番号	○-○-○-○(○)
管理源番号	- - ( )

区分	管種	口径	延長	材料	年度	工種
道路	Pe	20	4.0	H-10	○	中・種
市街	Pe	20	2.0	H-19	○	中・種
雑居						中・種
住宅	Pe	20	2.0	H-19	○	中・種
地						中・種
内						中・種

※ 給水の仕方は、普通上質給水55kg種当品以上又は、上質再生給水(古紙配合率70%、白化度80%)55kg種当品とする。



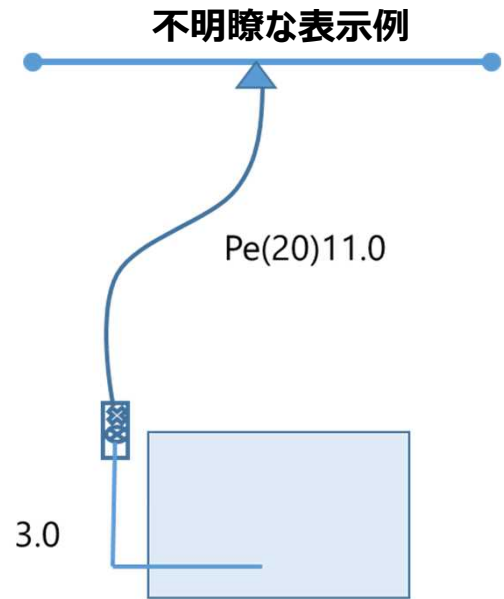
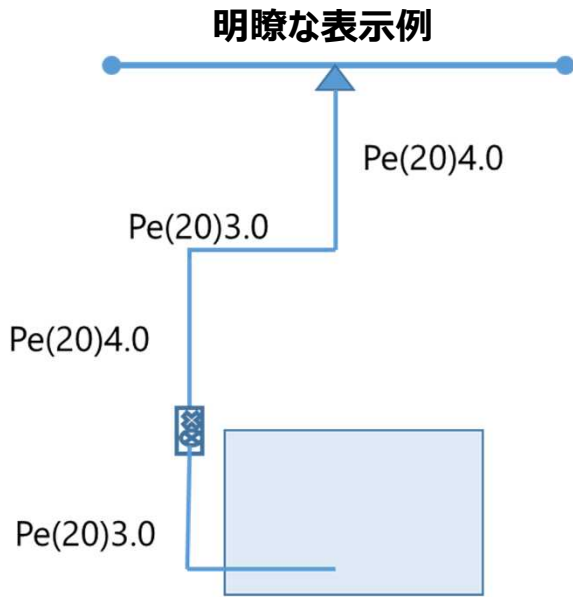
次に、平面管路詳細図です。

縮尺の表示、家屋形状、敷地内埋設管、路線名などの道路情報、分岐部3点オフセット、見出票情報(貼付箇所)、民地境界線、家屋配置寸法などを記載します。

特に注意したいのは、2世帯住宅やアパート・マンション等の集合住宅の場合、

複数あるそれぞれのメーター(筐の配置)と部屋・水道栓番との相互関係がはっきりわかるように記載してください。

# 給水管の平面表示



こちらは、ポリエチレン管の表示例ですが、左側と比べて、右側の記載方法では、給水管の埋設位置が明確ではありません。

しっかりと、管の曲りごとに管種・口径・延長を図面に記載してください。

また、メーター下流側の埋設管も管種と口径などを忘れずに記載してください。



位置図

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

申請地が判明できるよう、道路状況及び主要建物等が記入されていること。

④ 給水装置工事の検査について

次に位置図ですが、申請地が判断できるよう、主要道路や主だった建物名などを入れてください。

申請場所に関しては、引出し線や箇所を塗りつぶす・太枠で囲むなどして判りやすく表示してください。

地図の複製使用には著作権の関係上、しっかりと複製使用の許可を必ず取ってください。

ゼンリンを使用している場合は地図コピーをする際に必要な「複製許諾(きょだく)証明証」を忘れずに張り付け下さい。

## 位置図と平面図の方位

方位が記入されていること。

しゅん功図面〔給水装置工事〕 記載例1(一般住宅のケース)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

給水装置番号 ○○○○○○  
 申込番号 ○○○○  
 調査場所 札幌市○○区○○○丁目  
 施工業者名 ○○○○  
 給水区域 屋内 口外 □市街化調整区域  
 管線番号 ○○○-○○○  
 管理区番号 ○○○-○○○(○○○)  
 管理区番号 - - ( )

分轄部から水道メーターまでの給水管情報

区分	管種	口径	延長	取付状況	工種
道路	Pa	20	4.0	H-10	既設
管内	Pa	20	2.0	H-10	既設
管内					申請
管内					申請
管内					申請
管内					申請
管内					申請

しゅん功検査 札幌市水道局交付

平成	年	月	日
1	1		

④ 糸

注意 管情報(1/300)をコピー又は、トレースするなどのして建物、道路、配水管等の位置関係を正確に記載すること。

② 敷水柱  
 水柱径(型式名) 13 × 1,500  
 設置上り管 20 × 1,500

① 屋内配管(給水) COP (20)  
 水柱径(型式名) 20 × 1,500  
 設置上り管 20 × 1,500

※ 給管の仕様は、普通上管種55μ種物品以上又は、上面両面配古配割合率30%、白色率80%以上55μ種物品とする。

位置図、平面図には必ず方位を入れてください。

まれに、方位記号が無く、それぞれが90度違った場合があります。図面判断が混乱しますので注意してください。

記載欄

しゅん功に関する文字情報

しゅん功図面〔給水装置工事〕記載例1(一般住宅のケース)

〔あて先〕札幌市水道事業管理者 水道部長

給水番号 〇〇〇〇〇〇  
(受水塔)

申込者名 〇〇〇〇

装置場所 札幌市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

施工業者名 〇〇〇〇〇

給水区域 〇内 〇外 □市街化調整区域

管路番号 〇〇-〇〇〇〇

管理図番号 〇〇-〇〇-〇〇(〇〇)

分岐部から水メーターまでの給水管径

区分	管径	圧力	配管年	工種
庭園	Pa 20	4.0	H-10	中・修
1F	Pa 20	2.0	H-18	中・修
2F	Pa 20	2.0	H-18	中・修
地	-	-	-	中・修
内	-	-	-	中・修

④ 給水管情報 (分岐部からメーター)

給水管径 (配管) 20 × 500  
SUS立上り管 20 × 500

管内配管 (給水) COP (2S)  
水栓栓 (型式名) 20 × 500  
SUS立上り管 20 × 500

平成 年 月 日

図面番号 審査・検査

※ 給水の仕様は、普通上質給水(50μm精濾品以上又は、上質再生紙(沈着率70%、白色度90%)50μm精濾品とする。

- 135 - 136 -

様式の右側にあります記載欄には、施工した給水装置に関する情報を記入します。

中高層建物などの場合は、図面への記載項目が異なりますので施工指針(P215)の記載例4を参照してください。

しゅん功図面は、今後の給水装置の維持管理業務、将来の撤去・改造申請などに伴う調査や施工に活用するために、誰しものが給水装置の埋設状況や使用材料などを、明瞭・正確・容易に把握できるような図面作成をすることを心掛けてください。

## 2. 管理者（水道局）が行う検査

### しゅん功書類の提出及びメーターの支給指針 P29

1. 指定事業者は、工事完了後、給水装置工事検査申込書とともに、しゅん功図及び資料等を提出すること。
2. メーターの支給は、管理者が行う検査の合格後とする。
3. メーターの支給時には、給水装置使用開始届、給水装置異動届に必要事項を記入して提出し、水道使用標識（給水栓番号）及びお客様番号札を受領すること。
4. 撤去工事等により不要になったメーターは、遅滞なく返納すること。



続いて水道局が行う検査についてですが、先ず、工事が完了した時の概要を確認します。

事業者の方は、

申込者などへの物件引渡し前に、検査申込書としゅん功図及び資料等を提出します。

検査員による書類検査に合格後、メーターの支給となります。

メーター支給に際しては、各届出書（開始届等）に必要事項を記入していただき、メーターと一緒に給水栓番号及びお客様番号札を受け取ります。

また、撤去工事等により不要になった既設メーターは、速やかに返納してください。

### しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P32

#### 1. 検査申込と検査手数料の納金（業務係調定窓口）

給水装置工事が完成 ・ 指定事業者が行う検査が完了



しゅん功図書を添えて、検査申込書提出と手数料の納金

（提出書類）

- ①しゅん功図（水理計算書等必要図書含む）
- ②給水装置工事使用材料・検査確認報告書
- ③工事写真
- ④給水装置工事（〇〇）検査申込書



次に、しゅん功検査に関わる事務手続きについてですが、  
記載のとおりとなっておりますので後ほど、ご一読願います。



# 管理者（水道局）が行う検査

## しゅん功検査に関わる事務手続き

## 指針P31

### 2. 書類検査・水道メーターの支給

提出されたしゅん功図書を基に、管理者（水道局）が行う「書類検査」を実施後、「現地検査」の「日時打合せ」のうえメーターを支給する。

**注）メーターの支給は平日の9時から16時まで**

#### メーターの支給場所

口径 (mm)	支給場所		
	直読式(表示部回転式含む)	無線式	遠隔指示式(個別)
13	給水装置課(検査係) (総数11個以上は、資材センター)	給水装置課(検査係) (ID設定済み)	資材センター
20以上	資材センター	資材センター(ID設定済み)	

#### 堀上メーター返納場所

口径	返納場所
40mm以下	給水装置課検査係に返納
50mm以上	給水装置課検査係で指針を確認のうえ、資材センターに返納

※ 技術的な不備あるいは、故意・過失により、メーターを損傷・亡失した場合、原因者は損害額を補償しなければならない。

#### ④ 給水装置工事の検査について

次に、水道メーターの支給及び返納についてです。

提出されたしゅん功図書を基に、水道局が行う「書類検査」をした後、現地検査の日程を決め、メーターを支給することとなります。

メーターの支給時間は、平日の9時から16時までですので注意してください。

メーターの支給場所及び既設(堀上)メーターの返納場所は、記載の表の通りとなります。

また、メーターは水道局から無償貸出している資産であるため、支給済メーター、あるいは、既設メーターを故意または過失等により、壊したり亡くした場合は、損害額を補償して頂いております。

支給されたメーターの逆付や凍結破損も同様の取扱いとなりますので注意してください。

### しゅん功検査に関わる事務手続き

指針P32

#### 3. 現地検査（担当検査員）

主任技術者は、管理者の検査の際、管理者の求めに応じ立会わなければならない。

##### <解説>

指定事業者制度とは、あらかじめ給水装置の工事に必要な知識、技術を有し、かつ、信頼し得る者を指定することにより、適正な給水装置工事の施工を確保しようとするものである。したがって、指定事業者が施工する給水装置は、水道法に定める給水装置の構造及び材質の基準並びに本市の基準に適合するものであることが前提となる。

このため、管理者の検査は、指定事業者の技術力と信頼性のチェックを主な目的として、指定事業者の施工した給水装置が、本市の基準等を遵守し施工されているかの確認を行うものである。



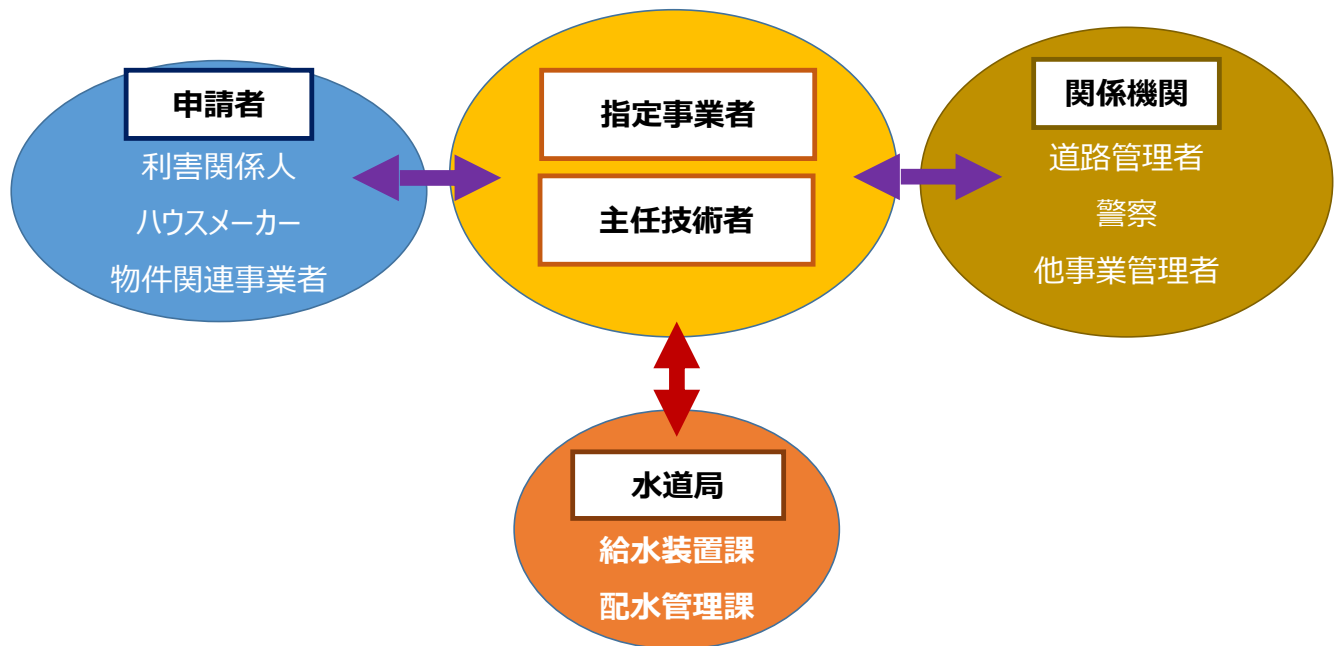
現地検査についてです。

現地検査は、基本的に主任技術者の立会いにより、実施させて頂いております。

なお、解説に記載のあるとおり水道局の行う検査は、事業者の方々の技術力と信頼性のチェックをおもな目的とし、本市の基準等に従って施工されているかの確認を行うものであり、事業者が施工した工事内容を保証するものではありません。

ここをしっかりとご理解頂ければと思います。

## 相互の情報交換



### ④ 給水装置工事の検査について

皆さまにおかれましては、お客さまから「給水装置工事」を依頼され、見積から契約、申請、施工、完了、検査までの工程を経て、最終的に物件引渡しに至ると思いますが、まだ書類検査しか終わってない段階で入居してしまい、水道局の現地検査がいつまでも出来ないという事例が多々見られます。

こうなると、検査の日程調整が厳しくなり、結果的に入居しているお客様に多大なご迷惑をお掛けすることになってしまいます。

このような事態を未然に防ぐには、この図のような各関係者との相互連絡を密にし、しっかりした現場監理も含め、余裕を持った工程管理をする事が重要となります。

主任技術者の方々におかれましては、工事を進めて行くうえで様々な事案に遭遇すると思いますが、「国家資格者」としての誇りを持ちその知識や技術を十分に発揮して頂ければと思います。